

困ったときはここに相談

市消費生活センター

問い合わせ 市消費生活センター ☎573236

市消費生活相談員が代わりました

12月2日から消費生活相談員が、坂原忍相談員から原則子相談員に代わりました。

原相談員は、独立行政法人国民生活センターが認定する「消費生活専門相談員」、経済産業大臣が認定する「消費生活アドバイザー」の資格を持っています。これまでに経済産業省で相談業務に携わった経験もあります。



原相談員が親身になって相談にのってくれます。

坂原相談員の後を引き継いで、消費生活センターの相談員になりました。よろしくお願いします。

暮らしの中の困りごとは、一人で悩まないで、お気軽に消費生活センターにご相談ください。早めの相談が解決につながります。また、周りに困っている人がいたら、消費生活センターをご紹介します。

消費生活センターでは、ご希望の日時・場所に出向き、消費者被害にあわないための「相談員による出前講座（無料）」なども行っています。ぜひ消費生活センターをご利用ください。



原則子相談員

市消費生活センター

☎573236

相談日 毎週火・金曜日
(年末年始、祝日除く)
9時～12時、13時～16時
ところ 市役所本庁



消費生活センター キャラクター
正義の味方、ひっかからないカマ

消費者シリーズ

No.195

古銭の購入「名前を貸して」などと
持ちかける電話は詐欺

問い合わせ

市消費生活センター ☎573236

「パンフレットが届いているはずだが、届いた人に古銭を購入できる権利がある。買いたい人がいるので名前を貸してほしい」と電話で業者から持ちかけられた。ところが、再び業者から「実は名前を貸した行為は違法で、このままだと訴えられる。今ならお金を払えば穏便に解決できる、お金は後で返す」と電話があり、怖いので最初に50万円、数日後に300万円を指示されるまま業者へ宅配便で送ったところ、業者と連絡が取れなくなった。
(80歳代 女性)

【アドバイス】

「名前を貸して」「代わりに買って」などと持ちかける不審な電話があった場合は、相手にせず、すぐに電話を切ってください。

「名前を貸した行為は違法であり、それを免れるためにお金が必要」などと脅されても、無視しましょう。お金を宅配便などで送ることは違法です。

少しでも疑問や不安を感じたら、お金を払う前に消費生活センターなどにご相談ください。

いったん電話に出ると切りにくくなります。留守番電話機能を利用して、かかってきた電話は出ないで、必要な相手にだけ電話をかけ直す方法も有効です。

困ったときには消費生活センターにご相談ください。

(国民生活センター発行「見守り新鮮情報233号」より)